

魅力あふれる公園づくり構想の事業化検討業務委託 仕様書案

1. 業務の背景

本市では、以下に示す5つの公園を対象に、利用状況調査や市民公園づくり会議（ワークショップ）等を実施し、市民の意見を反映した「魅力あふれる公園づくり構想」（https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/road_park/park/1013295.html）を策定した。本構想は、それぞれの公園の将来像を、全体のテーマとエリアごとの利活用のイメージを構想図などで示し、今後、整備を進める際の目指すべき姿としている。5つの公園は、総合公園や運動公園として多くの市民でにぎわうだけでなく、高速道路のパーキングエリアに隣接する立地性など、それぞれの特色をいかして広域的な利用者も見込める公園となっている。

また、近年では、官民連携による社会資本の整備・管理運営手法が求められている。都市公園においても、民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、ストック効果をより高めようと「公募設置管理制度(Park-PFI)」が創設され、本業務の対象となる5つの公園においても積極的な民間活力の導入による魅力的な公園づくりが期待されている。

2. 業務の目的

本業務は、魅力あふれる公園づくり構想の実現に向けて、各公園の施設整備と管理運営における官民の役割分担やリスク分担などを整理し、民間事業者を対象としたサウンディング調査を実施し、民間の参入意向の調査を行う。

さらに、実現に向けた課題の整理を行い、それらの結果を踏まえつつ、各公園各事業の整備手法や優先して実施する事業などをまとめた、ロードマップの作成を行う。なお、サウンディングの調査結果や検討資料などについて、魅力あふれる公園づくり推進委員会に諮りながら、業務を進めていくものとする。

3. 対象公園

本業務は、以下の都市公園を対象とする。

- (1) 洲原公園【総合公園】
- (2) 岩ヶ池公園【総合公園】
- (3) 刈谷市総合運動公園【運動公園】
- (4) 亀城公園【総合公園】
- (5) フローラルガーデンよさみ【その他公園】

4. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日より令和6年3月29日（金）までとする。

5. 関連法規

- (1) 都市公園法
- (2) 都市公園法運用指針（国土交通省都市局）

- (3) 刈谷市都市公園条例
- (4) 刈谷市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- (5) 刈谷市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める施行規則
- (6) 洲原公園レクリエーション施設条例
- (7) 洲原公園レクリエーション施設条例
- (8) 岩ヶ池公園条例
- (9) 岩ヶ池公園条例施行規則
- (10) フローラルガーデンよさみ条例
- (11) フローラルガーデンよさみ条例施行規則
- (12) 公園緑地マニュアル（一般社団法人日本公園緑地協会）
- (13) 新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（国土交通省都市局緑地・景観課）
- (14) 都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（国土交通省 都市局公園緑地・景観課）
- (15) 官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン（国土交通省）
- (16) その他業務遂行にあたり必要な諸法令

6. 業務内容

以下の内容についての業務を想定しているが、その他必要な事項があれば、検討・整理し提案すること。

(1) 計画準備

本業務の目的を明確化し、業務工程の検討や必要資料の整理、関連する上位計画や法制度等の整理・検証、先行事例の調査等、本業務を円滑に遂行するための計画準備を行う。

(2) 現状把握

各公園の特色、各施設概要、市民の利用状況、管理運営状況、施設の老朽化度、改修履歴、改修費用、イベント実施状況、バリアフリー対応状況、その他運営面の課題等について情報収集する。また、公園利用者による各公園の評価や要望等について、既往調査結果（アンケート調査や利用状況調査等）を活用し分析を行う。

※その他必要な事項を検討・整理し、提案すること。

(3) 官民連携事業スキームの検討

上記(2)の現状把握や魅力あふれる公園づくり構想で検討された各公園の将来構想を踏まえて、事業ごとに公園施設整備や管理運営における官民の役割分担（案）やリスク分担（案）を整理する。また、事業ごとに Park-PFI（公募設置管理制度）、設置管理許可などの制度を活用した適用可能性のある事業スキーム案を整理し、下記(4)の民間ヒアリン

グに必要となる簡易的な公募指針を作成する。

※その他整理すべき事項を検討し、提案すること。

(4) 民間事業者へのヒアリング（事業提案のサウンディング）

魅力あふれる公園づくり構想で検討された各公園の将来構想や上記（3）で整理した官民連携事業スキーム案の適用可能性について、民間事業者の意向を確認する。

※意向確認の内容について、導入可能性のある機能、想定されるプラン、望ましい事業スキームやスケジュール等に関するアイデアを把握することを想定している。

※ヒアリング方法は原則対面とするが状況に応じてリモート等でも対応できるようにする。

※意向確認の内容、実施方法やヒアリング対象者等についての詳細について、提案すること。

(5) 整備方針及び施設レイアウト等の概略検討

魅力あふれる公園づくり構想を策定する中で、過年度実施された調査（アンケート調査や市民公園づくり会議など）の検討内容や成果等及び（4）民間事業者へのヒアリングの結果を基に、各公園各エリアの整備方針を検討する。また、今後の施設整備計画の素案となる公園施設レイアウト等の概略検討を実施し、公園毎にイメージパースを2枚程度作成する。

※その他必要な事項があれば検討し、提案すること。

(6) 事業手法の検討及び事業期間の設定

上記までの検討内容を踏まえ、各公園の事業毎に適用可能性のある事業手法を検討し、おおよその事業期間を設定する。

※用地買収や法手続きにかかる期間のほか、検討する事業手法ごとに、既存資料や先進事例などから、推定事業費を設定したうえで、おおよその事業期間を設定することを想定している。

※上記、推定事業費には、公共負担の用地買収費用や施設整備費用、公共側への使用料収入等のほか、サウンディング調査の結果等を踏まえた民間負担の整備費用についても検討対象とする。なお、民間負担の整備費用は、各事業手法を相対的に比較評価することを趣旨として概算として算定することを想定している。

※その他必要な事項があれば検討し、提案すること。

(7) 今後の事業化に向けたロードマップの作成

上記までの検討内容を踏まえ適用可能性のある事業手法を整理したうえで、優先度を検討するための指標とあわせ、優先度に応じた各事業の着手時期を設定し、今後の事業化に向けたロードマップの作成を行う。

※ロードマップ作成の制約条件として、事業の平準化を図るため、各公園1事業以上実

施することなどを想定している。

※優先度を検討するための指標については、下記の指標を想定している。

※ロードマップの作成や優先度を決定するため追加すべき指標など詳細について、提案すること。

※令和6年度以降は、本業務で作成されたロードマップに基づき、各公園各エリアの管理運営方法や基本設計等を含めた事業計画の策定や導入可能性調査等に取り組み、順次事業実現の具体化を進める予定である。

○優先して実施する事業を決定するための指標（案）

- ① 喫緊課題（駐車場が著しく不足等）
- ② 事業期間の設定
- ③ 用地買収の有無
- ④ 市の方針（計画に位置付けがある等）
- ⑤ サウンディング調査結果
- ⑥ 事業熟度の確認
- ⑦ 許認可法令の有無

※各公園事業数（想定）		
エリア	個別の取り組み	
洲原公園	: 4 エリア	+ 4
岩ヶ池公園	: 5 エリア	+ 3
総合運動公園	: 5 エリア	
亀城公園	: 2 エリア	+ 1

フローラルガーデンよさみ	: 4 エリア	+ 2
	計 20 エリア	+ 10

※今後、検討していく中で変更する場合がある。

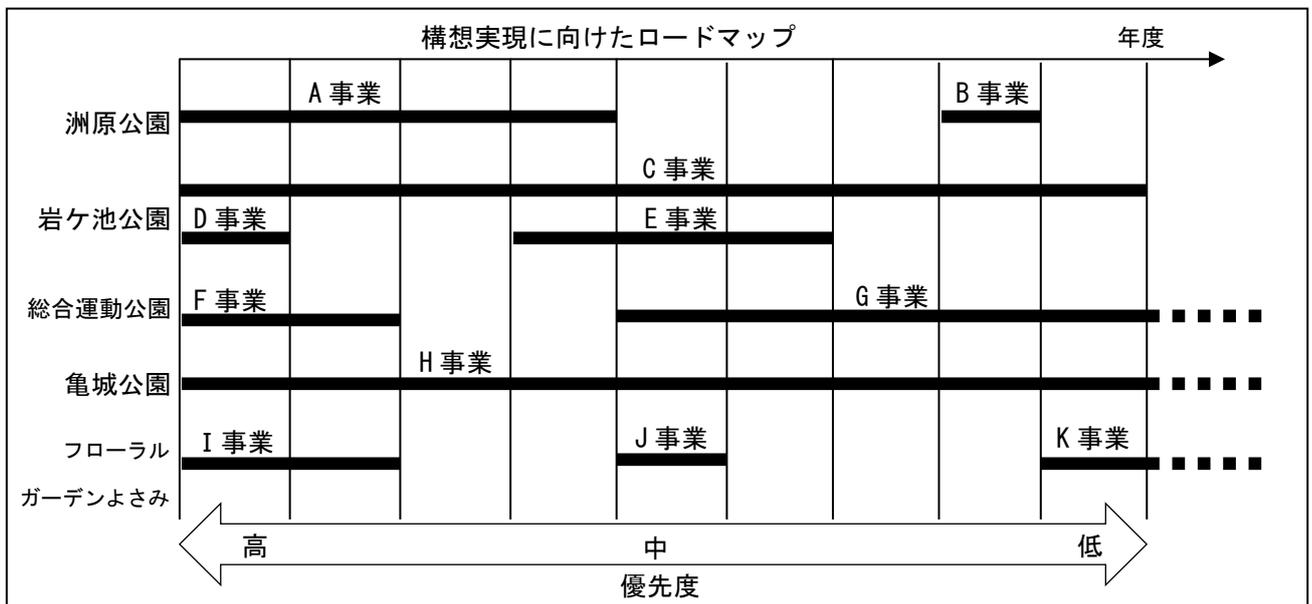


図 ロードマップのイメージ図

(8) 庁内外の関係部署等との調整協議支援

上記検討過程において、必要に応じて庁内の合意形成プロセスに準じ、庁内・外部の関係部署や関係機関等との調整協議の支援を行う。

※受託者が実施する業務内容は、協議資料等の作成支援程度までとし、各関係部署や関

係機関等との現地打合せへの参加は想定しないものとする。

(9) 魅力あふれる公園づくり推進委員会の運営支援

魅力あふれる公園づくり推進委員会に出席し、資料作成及び記録簿作成などの運営支援を行う。(計3回予定(10月、1月、3月))

(10) 報告書等とりまとめ

上記(1)～(9)までの検討成果をとりまとめ、業務成果報告書を作成する。

7. 留意事項

- (1) 業務を履行するにあたり法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (3) 各業務を履行するにあたり、受託者は、常に職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知したうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに、業務計画書を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。
- (5) 業務実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、万全の対策を講じること。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (6) 本業務を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを市に提出し、承諾を得ること。
- (7) 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含む。
- (8) 契約の履行または不履行により、市又は第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。
- (10) 本業務により作成された資料及びデータの所有権は本市に帰属するものとする。
- (11) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

8. 成果品の提出

提出する成果物及び提出部数は以下の通りとする。

- ・業務成果報告書 2部
- ・電子媒体 1部

以上

魅力あふれる公園づくり構想の事業化検討業務委託 公募型プロポーザル
募集要領（案）

1 業務名

魅力あふれる公園づくり構想の事業化検討業務委託

2 業務内容

仕様書案に記載のとおり

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査委員会による選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

4 応募資格

応募者は次の全ての要件を満たすこととする。

(1) 単独の事業者による参加の場合

(ア) 書類提出時点において、刈谷市入札参加資格者名簿（契約検査課所管）に登録されていること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(ウ) この要項に基づく申請関係書類の提出日から選定結果の通知日までの間に刈谷市入札参加資格停止要領の規定に基づく資格停止処分を受けていないこと。

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による手続き中でないこと。

(オ) 国税及び地方税について滞納がない法人

(カ) 過去5年以内に、以下の業務実績を有すること。

国、または自治体等における総合公園と同規模以上の利活用に関する調査及び検討、事業化に向けた調査及び検討、または、これらに類似する業務委託

(2) 共同企業体（JV）による参加の場合

(ア) 共同企業体の各構成員が、上記（1）の参加資格を満たすこと

(イ) 「魅力あふれる公園づくり構想の事業化検討業務委託共同企業体取扱要領」に準拠すること

(ウ) 共同企業体結成に係る協定を締結していること

(エ) 共同企業体の構成員は、業務期間を通じて、本業務を遂行する業務を連帯して負うこと

(オ) 共同企業体の結成から解散まで、構成企業を変更または追加することは原則として認めない

(カ) 共同企業体の各構成員が、本公募型プロポーザルに参加する単独の事業者または

他の共同企業体の構成員でないこと

5 応募期限等

- (1) 応募期限 : 令和5年7月31日(月)必着
- (2) 応募方法 : 持参又は送付(メールでの応募は不可)
- (3) 提出物書類一式: 正本1部 副本14部(コピー可)
- (4) 提出先 : 後述記載「問い合わせ・提出先」のとおり

6 質問受付・回答

- (1) 本件に関する質問については、第1号様式を用いてメール又は郵送で提出すること。
ただし、提案の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。
- (2) 受付期限 : 令和5年7月3日(月)から令和5年7月14日(金)午後5時まで
- (3) 回答方法 : 質問に対する回答は、刈谷市ホームページに公表する。なお、質問内容によっては、回答しないことがある。
- (4) 回答期限 : 令和5年7月21日(金)(予定)
- (5) 質問先 : 後述記載「問合せ先・提出先」のとおり

7 応募書類

- (1) 提出書類一式は次の通りとし、サイズはA4版(A3折込可)とする。
 - (第2号様式) 業務委託申込書
 - (第3号様式) 法人等概要書
 - (第4号様式) 業務実績書
 - (第5号様式) 業務実施体制計画書
 - (第6号様式) 企画提案書
 - (第7号様式) 経費見積書(押印省略)
 - (第8号様式) 誓約書

※ただし、共同企業体での応募の場合は、下記を提出書類に追加する。

- (第1号様式(8条関係)) 特定業務委託共同企業体入札参加資格確認申請書
- (第2号様式(8条関係)) 使用印鑑届
- (参考様式(8条関係)) 特定業務委託共同企業体協定書

8 審査・選考方法

- (1) 審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最も優れた企画提案者を選考する。ただし、評価の平均点が6割未満であった場合においてはこの限りではない。
- (2) 審査委員会は、令和5年8月8日(水)に実施する。なお、実施の詳細については、

企画提案者に別途通知する。

- ・発表時間：プレゼンテーション15分（パワーポイント可）質疑応答10分程度
※ただし、プレゼン時間は短くなる可能性があります。（別途通知）
- ・発表資料：パワーポイントデータ及びプリントアウト14部を発表当日に持参し提出すること

(3) 審査基準

以下の審査項目により総合的に評価し選考する。

(ア)．実績評価（10点）

審査項目		審査内容	
企業	実績	過去5年	総合公園と同規模以上の利活用に関する調査及び検討、事業化に向けた調査及び検討、または、これらに類似する業務委託
配置技術者	実績	過去5年	総合公園と同規模以上の利活用に関する調査及び検討、事業化に向けた調査及び検討、または、これらに類似する業務委託

(イ)．業務実施方針評価（15点）

審査項目	審査内容
業務委託の実施方針	業務委託についての理解度
業務実施体制	円滑に業務を遂行できる実施体制や管理・支援体制が構築されているか ※各担当者の人員配置計画
実施工程計画	各工程の業務量と工程計画の整合が図られているのか 年間通してやるべきことが網羅されているのか

(ウ)．技術評価（70点）

審査項目	審査内容
現状把握	本業務の目的達成に有効な基礎条件の整理（調査・分析手法）が適正に提案されているか
官民連携事業スキームの整理	幅広に想定する必要がある事業スキームや管理運営体制の検討手法が的確に提案されているか
市場調査	本業務の目的達成に有効な調査手法が提案されているか アイデアを出してもらうための工夫について提案されているか
事業手法の検討及び事業期間の設定	最適な事業スキームや管理運営体制の検討手法や事業期間の算出方法が的確に提案されているか
事業工程表の策定	ロードマップ作成において、優先順位を決定するための指標の提案や事業化に向けた実現可能な提案となっているのか

独自性	業務遂行に有効な、独自のアイデアをいかした提案となっているのか
-----	---------------------------------

(エ). 価格評価 (5点) ※定量的に評価

審査項目	審査内容
業務委託費	委託料の上限に対する見積価格の評価

※上限額を超えた提案は失格とする

- (4) 選考結果は、応募者全員に郵送で通知することとし、電話等による問い合わせは応じません。

9 委託契約

選考により決定した提案書の提案者と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。

(1) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)(予定)

※委託の実施状況によっては、翌年度に繰り越す場合があります。

(2) 委託料の上限

39,000千円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)

(3) 契約に当たっての主な留意事項

- (ア) 提案書の提出及び審査委員会の開催は提案内容及び応募者の審査・選考のためのものであること。
- (イ) 選考は提案内容をそのまま了承するものではないこと。
- (ウ) 契約内容等の協議が整わない場合、業務を遂行できないと認められる場合においては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 「4 応募資格」のない者。
- (2) 審査委員会の委員に個別に接触したとき。
- (3) 同一のプロポーザルに対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (4) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (7) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。
- (8) 委託料の上限額を上回る場合

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。

- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は刈谷市情報公開条例に基づき開示する場合がある。
- (4) 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 2. 問い合わせ先・提出先

刈谷市 都市公園部 公園整備課 事業推進係 担当 小椋・堀場

住所：刈谷市東陽町1丁目1番地（刈谷市役所6階）

電話：0566-93-5195（直通）

Mail：kseibi@city.kariya.lg.jp

魅力あふれる公園づくり構想の事業化検討業務委託共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市公園整備課が発注する「魅力あふれる公園づくり構想の事業化検討業務委託」に際して、円滑な委託業務を図ることを目的として結成する特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 共同企業体とは、構成員を結成させるものをいう。

(共同企業体の履行方式)

第3条 共同企業体の結成に当たっては、共同履行方式（甲型方式）によるものとする。

(構成員の結成方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、刈谷市入札参加資格者名簿に登録された者の中の自主的な合意に基づき結成し、構成員の数は2ないし3者とする。

(出資比率)

第5条 共同企業体の構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

(代表者)

第6条 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があり、第6条の規定による出資比率の最大の者とする。

(申請)

第7条 共同企業体は、特定業務委託共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 使用印鑑届（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）
- (3) 特定業務委託共同企業体協定書（参考様式）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(資格有効期間)

第8条 共同企業体としての有効期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 落札した共同企業体は、当該業務委託が完了し、共同企業体の精算が行われるまでとする。
- (2) 前号以外の共同企業体は、入札終了時までとする。

(解散後のかし担保責任)

第9条 企業体が、業務委託を完了し、解散した後において、当該業務委託にかしがあった場合は、刈谷市委託業務契約条項に従い、各構成員は、共同連帯してその責に任ずる

ものとする。

(調査指導)

第10条 共同企業体の適正な運営を確保するために、必要に応じて建設工事の施工体制及び運営状況について、調査し、指導するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 5年 6月28日から施行する。

様式第2号（第7条関係）

使用印鑑届

年 月 日

刈谷市長

共同企業体名称 _____ 特定業務委託共同企業体

代 表 者 住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 印 _____

その他の構成員 住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 印 _____

下記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

記

代表者印

社印

使用印



委任状

年 月 日

刈谷市長

委任者

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____ 印

私は、次の者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、刈谷市との契約について、下記の権限を委任します。

記

受任者

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____ 印

委任事項

- 1 見積り及び入札に関すること。
- 2 契約に関すること。
- 3 保証金に関すること。
- 4 代金の請求及び領収に関すること。
- 5 その他契約に関すること。

(第7条関係)

特定建設工事共同企業体協定書 (参考)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務委託を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○業務委託(当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下、単に「業務委託」という。)の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○特定業務委託共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務委託の請負契約の履行後6箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
- 株式会社
- 県○○市○○町○○番地
- 株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限

並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社 〇〇%

〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、委託竣工の都度当該委託について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決済の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが委託途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該委託につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

④

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

④

※協定書の参考として掲載してあります。

魅力あふれる公園づくり構想の事業化検討業務委託

審査基準及び評価表（案）

分類	評価項目		加重割合	配点	5段階評価	評価の視点
実績評価	企業	過去5年の実績		5	5・4・3・2・1	総合公園と同規模以上の利活用に関する調査及び検討、事業化に向けた調査及び検討、または、これらに類似する業務委託
	配置技術者	過去5年の実績		5	5・4・3・2・1	総合公園と同規模以上の利活用に関する調査及び検討、事業化に向けた調査及び検討、または、これらに類似する業務委託
実績評価 小計				10		
業務実施方針評価	業務委託の実施方針			5	5・4・3・2・1	業務委託についての理解度
	業務実施体制			5	5・4・3・2・1	円滑に業務を遂行できる実施体制や管理・支援体制が構築されているか ※各担当者の人員配置計画
	実施工程計画			5	5・4・3・2・1	各工程の業務量と工程計画の整合が図られているのか 年間通してやるべきことが網羅されているのか
実施方針評価 小計				15		
技術評価	現状把握		×2	10	10・8・6・4・2	本業務の目的達成に有効な基礎条件の整理（調査・分析手法）が適正に提案されているか
	官民連携事業スキームの整理		×2	10	10・8・6・4・2	幅広に想定する必要がある事業スキームや管理運営体制の検討手法が的確に提案されているか
	市場調査		×4	20	20・16・12・8・4	本業務の目的達成に有効な調査手法が提案されているか アイデアを出してもらうための工夫について提案されているか
	事業手法の検討及び事業期間の設定			5	5・4・3・2・1	最適な事業スキームや管理運営体制の検討手法や事業期間の算出方法が的確に提案されているか
	事業工程表の策定		×2	10	10・8・6・4・2	ロードマップ作成において、優先順位を決定するための指標の提案や事業化に向けた実現可能な提案となっているのか
	独自性		×3	15	15・12・9・6・3	業務遂行に有効な、独自のアイデアをいかした提案となっているのか
技術評価 小計				70		
価格評価	業務委託費			5	5・4・3・2・1	委託の上限に対する見積価格の評価
価格評価 小計				5		
提案評価 合計				100		

※価格評価は市の職員による絶対評価である。

凡例	
5点	優れている
4点	やや優れている
3点	標準的である
2点	やや劣っている
1点	劣っている

プロポーザル審査委員会 名簿 (案)

役職等	氏 名	所 属 等	選任区分
委 員	瀬 口 哲 夫	名古屋市立大学名誉教授	第 1 号委員
委 員	今 西 良 共	岐阜県立国際園芸アカデミー 学長	第 1 号委員
委 員	北 川 善 己	愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課長	第 4 号委員
委 員	河 合 敦	愛知県知立建設事務所企画調整監	第 4 号委員
委 員	石 原 章	刈谷市参事	第 5 号委員